

長浜港内港埋立事業基本計画検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 長浜港内港埋立事業基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し必要な事項の検討を行うため、長浜港内港埋立事業基本計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) その他必要と認められること。

(組織)

第 3 条 検討会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 検討会の委員は、識見を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

(部会)

第 7 条 検討会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、総合政策部企画情報課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、長浜港内港埋立事業基本計画の策定をもって、その効力を失う。